

江戸川区議会だよりデザイン作成業務委託 仕様書

1. 件 名 江戸川区議会だよりデザイン作成業務委託

2. 契約期間 契約締結日 から 令和8年1月16日まで

3. 業務目的

本業務は、議会広報紙「江戸川区議会だより」（以下「区議会だより」という。）をタブロイド版からA4版へリニューアルを行うため、指定するページ及び指定箇所の新規デザインフォーマットの作成等を委託するものである。江戸川区議会ホームページとの連携等も含め、見やすく、わかりやすく、親しみやすいレイアウトの作成をすることで、より多くの区民が手に取り読んでもらえる議会広報紙を作成する。

4. 委託内容

(1) 「区議会だより」において、次に指定するページ及び箇所の新規デザインフォーマットを、それぞれ2種類以上作成すること。

①表紙

- ・別添の写真を配置し作成すること。

- ※タイトル「江戸川区議会だより」と別添のSDGsアイコンを含めること。

②議決結果掲載ページ

③本会議における区政への質問のページ

④各記事のタイトル

⑤文字フォントやサイズ

(2) 受託を受けた者（以下、受託者）は、プロポーザルで提示をした全てのデザインを成果物として納品するものとする。なお、担当課から校正や修正等の依頼があれば、協議のうえ、その対応に努めること。

- ・当区議会広報紙「区議会だより」に関する情報については、江戸川区議会ホームページを参照のこと。

江戸川区議会HPアドレス <https://www.gikai.city.edogawa.tokyo.jp>

5. 成果物

納品する成果物の内容は次のとおりとする。

- ・指定された各新規デザインフォーマット … 一式

内訳：電子媒体（CD-R、DVD-R、HDD等）を1部、PDF版を1部

※新規デザインフォーマット作成にあたり、Adobe InDesign、Adobe Illustrator及びAdobe PhotoshopはCS5以上としているが、それ以上のバージョンを使用する場合は、そのバージョンのほかにCS5でも納品すること。

6. 著作権

- ・本業務により作成される成果物及び作成に関わる写真・図表等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び版権は、区に帰属することとし、区は事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- ・本業務により作成される成果物について、区は必要に応じ、合理的な範囲で改変、修正することができるものとし、かかる改変、修正がなされる限り、受託者は区に対し同一保持権を行使しないこととする。

7. その他

1. 江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項

暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。

2. 賠償及び責任

受託者は、その責に帰すべき事由により、区または第三者に対し損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとする。

また区は、受託者が受託業務実施中に被った災害等の事故については、一切の責任を負わない。

3. 下請

受託者は、業務の一部を他業者に請け負わせる場合、その契約内容を区に届け出る（下請負届）ものとし、併せて当該契約書の写しを区に提出すること。また、下請負者が変更になった場合、追加がある場合は、その都度、区に届け出て承認を得ること。

4. 賃金

最低賃金（毎年10月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改正後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。

5. 車両と取り扱い

自動車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定を遵守すること。また、車両を運転する際は道路交通法を遵守すること。

6. 納品データはウイルスチェックをするなど、セキュリティの確保に努めること。

7. 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、区と受託者の協議により決定すること。